

平成20年6月11日

お客様各位

株式会社タテムラ  
システムサービス課  
福生市牛浜104

## LX 事業概況説明書・法人税申告書・届出書・消費税申告書等プログラムの更新のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、事業概況説明書の用紙の変更発表が5月に入って行われました。既に変更になった官製用紙が届いている旨をお客様よりお問い合わせを頂きました。その為、改正保守にご加入のお客様には急遽プログラムの発送を行っております。改正保守にご加入でないお客様はプログラム注文のご検討をお願い致します。また、平成20年として法人税申告書・届出書・消費税申告書の用紙が変更になっております。法人税申告書においては、別表1-1・1-2の官製用紙が変更になり、消費税申告書においても官製用紙が一般・簡易共に変更になっております。届出書においては項目の一部の名称が変更になっております。更に、事業概況説明書及び消費税申告書プログラムにおきましては、リニューアル版として新機能を盛り込みより使いやすく改良しております。

又、プログラムの改正はございませんが、減価償却システム及びリースに関して仕訳入力及び消費税申告書作成時の注意点を掲載しておりますのでご一読下さいますようお願い致します。

つきましては、案内資料をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。

尚、改正保守のご契約をしている場合は更新プログラムを自動的にお届け致しますのでご注文は不要です。

敬具

受注締切日	6月20日 <small>※事業概況書においては即日発送を希望の場合はその旨をお知らせ下さい。</small>
プログラム発送日	7月4日頃発送予定

※6月20日以降のご注文につきましては、上記の発送完了後、順次発送致します。

※発送予定日は、プログラムの完成状況により変更する場合があります。  
変更があった場合は追ってご連絡致しますので、弊社案内にご注意下さい。

### 送付資料目次

- ・ 事業概況書プログラム変更内容 . . . . . 1～3
- ・ 法人税申告書プログラム変更内容 . . . . . 4～9
- ・ 届出書セット変更内容 . . . . . 9
- ・ 消費税申告書プログラム変更内容 . . . . . 10～13
- ・ その他税制改正内容と注意点(減価償却・リース会計) . . . . . 14～15
- ・ プログラム注文書

#### 送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)  
FAX 042-553-9901

以上

平成20年版 法人事業概況説明書プログラムにおいて、下記の内容で変更を行います。

法人事業概況説明書 FB1005

この用紙はOCR入用(二)の用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

1 事業内容

2 支店・海外取引状況

3 期末従業員等の状況

4 電子計算機

5 管理

6 株主又は役員報酬の異動の有無

7 主要科目

8 インターネットバンキング等の利用の有無

9 役員又は役員報酬額の異動の有無

10 役員報酬額

11 取引金額(百万円)

12 純資産の部合計

13 売上(収入)金額

14 仕入(支出)金額

15 貸付金額

16 借入金金額

17 貸付金額

18 借入金金額

19 役員又は役員報酬額の異動の有無

20 インターネットバンキング等の利用の有無

21 役員又は役員報酬額の異動の有無

22 役員報酬額

23 役員報酬額

24 役員報酬額

25 役員報酬額

26 役員報酬額

27 役員報酬額

28 役員報酬額

29 役員報酬額

30 役員報酬額

31 役員報酬額

32 役員報酬額

33 役員報酬額

34 役員報酬額

35 役員報酬額

36 役員報酬額

37 役員報酬額

38 役員報酬額

39 役員報酬額

40 役員報酬額

41 役員報酬額

42 役員報酬額

43 役員報酬額

44 役員報酬額

45 役員報酬額

46 役員報酬額

47 役員報酬額

48 役員報酬額

49 役員報酬額

50 役員報酬額

51 役員報酬額

52 役員報酬額

53 役員報酬額

54 役員報酬額

55 役員報酬額

56 役員報酬額

57 役員報酬額

58 役員報酬額

59 役員報酬額

60 役員報酬額

61 役員報酬額

62 役員報酬額

63 役員報酬額

64 役員報酬額

65 役員報酬額

66 役員報酬額

67 役員報酬額

68 役員報酬額

69 役員報酬額

70 役員報酬額

71 役員報酬額

72 役員報酬額

73 役員報酬額

74 役員報酬額

75 役員報酬額

76 役員報酬額

77 役員報酬額

78 役員報酬額

79 役員報酬額

80 役員報酬額

81 役員報酬額

82 役員報酬額

83 役員報酬額

84 役員報酬額

85 役員報酬額

86 役員報酬額

87 役員報酬額

88 役員報酬額

89 役員報酬額

90 役員報酬額

91 役員報酬額

92 役員報酬額

93 役員報酬額

94 役員報酬額

95 役員報酬額

96 役員報酬額

97 役員報酬額

98 役員報酬額

99 役員報酬額

100 役員報酬額

11 事業内容

12 主要設備等の状況

13 売上(収入)金額

14 仕入(支出)金額

15 貸付金額

16 借入金金額

17 貸付金額

18 借入金金額

19 役員又は役員報酬額の異動の有無

20 インターネットバンキング等の利用の有無

21 役員又は役員報酬額の異動の有無

22 役員報酬額

23 役員報酬額

24 役員報酬額

25 役員報酬額

26 役員報酬額

27 役員報酬額

28 役員報酬額

29 役員報酬額

30 役員報酬額

31 役員報酬額

32 役員報酬額

33 役員報酬額

34 役員報酬額

35 役員報酬額

36 役員報酬額

37 役員報酬額

38 役員報酬額

39 役員報酬額

40 役員報酬額

41 役員報酬額

42 役員報酬額

43 役員報酬額

44 役員報酬額

45 役員報酬額

46 役員報酬額

47 役員報酬額

48 役員報酬額

49 役員報酬額

50 役員報酬額

51 役員報酬額

52 役員報酬額

53 役員報酬額

54 役員報酬額

55 役員報酬額

56 役員報酬額

57 役員報酬額

58 役員報酬額

59 役員報酬額

60 役員報酬額

61 役員報酬額

62 役員報酬額

63 役員報酬額

64 役員報酬額

65 役員報酬額

66 役員報酬額

67 役員報酬額

68 役員報酬額

69 役員報酬額

70 役員報酬額

71 役員報酬額

72 役員報酬額

73 役員報酬額

74 役員報酬額

75 役員報酬額

76 役員報酬額

77 役員報酬額

78 役員報酬額

79 役員報酬額

80 役員報酬額

81 役員報酬額

82 役員報酬額

83 役員報酬額

84 役員報酬額

85 役員報酬額

86 役員報酬額

87 役員報酬額

88 役員報酬額

89 役員報酬額

90 役員報酬額

91 役員報酬額

92 役員報酬額

93 役員報酬額

94 役員報酬額

95 役員報酬額

96 役員報酬額

97 役員報酬額

98 役員報酬額

99 役員報酬額

100 役員報酬額

変更内容

< 表面 >

- ・ (3) 取引種類欄の取引金額(千円) → 取引金額(百万円) のOCR項目へ変更になりました。

取引金額(百万円)


- ・ 資本の部の合計 → 純資産の部合計 (資産の部合計-負債の部合計)

純資産の部合計 (資産の部合計-負債の部合計)

- ・ 裏面にあった「インターネットバンキング等の利用の有無」が表面へ移動になりました。又、「役員又は役員報酬額の異動の有無」が追加

8	インターネットバンキング等の利用の有無	(1)インターネットバンキング	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	(2)ファームバンキング	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
9	役員又は役員報酬額の異動の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			

- ・ 注1~注3が用紙枠下へ移動しました。

< 裏面 >

- ・ 「インターネットバンキング等の利用の有無」が表面へ移動になった為、「主な設備等の状況」の枠が広がりました。
- ・ 項目番号が「9~17」→「11~18」に変更になっております。

平成20年よりリニューアル版となりました。

新システムへは自動的にデータを移行します。  
変換作業は不要です。

各項目をラジオボタンやチェックボックスにすることにより視覚的にもわかりやすくしました。  
更に表面から裏面、裏面から表面と入力画面の行き来ができるようにしました。  
また、入力画面からプレビュー(印刷確認)や白紙印刷の機能を追加しています。

11:【概況書(表面)】1001 (dev/pts/13)

画面切替 標準入力 2画面用

### 法 人 事 業 概 況 説 明 書

裏面

会計データ読み取り期間 自 19年 4月 1日 至 20年 3月 31日  
期間入力後、【会計読み】(F 3)を押すと会計データの読み込みを実行します。  
 ←会計データを合併する場合にクリックして下さい。

整理番号 12345678

法人番号 ( )	事業年度	自平成 19年 4月 1日	至平成 20年 3月 31日	整理番号	12345678
株名 株式会社 東京商事	支店番号	(03) 0000 - 1111	応答者氏名	東京 太郎	
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-2-0 〇〇ビル3F	電話番号	(03) 0000 - 1111	支店名	東京 太郎	

1 事業内容	1 〇〇卸売業	(1) 総支店数	0	(3) <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取引金額(百万円)
	2 支店・海外取引状況	(2) 支店数		(4) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
3 期末従業員等	(1) 常勤役員	4	(2) 電子取引	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 経理状況
	(2) 販売員	9	(3) プログラム	<input type="checkbox"/> 自作 <input checked="" type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 <input checked="" type="checkbox"/> 市販ソフト	
7 売上(収入)高	計	16	(4) 適用業務	<input checked="" type="checkbox"/> 給与管理 <input checked="" type="checkbox"/> 在庫管理 <input type="checkbox"/> 生産管理	6 株主又は株式所有異動の有無
	計のうち代表者家族数	4	(5) 機種名	LX-SD5000	

売上(収入)高	623,564	資産の部合計 (負債の部合計+純資産の部合計)	280,840
上記のうち兼業売上(収入)高		現金預金	43,304

2:次表 3:会計読 4:抹消 5:終了 7:演算 8:CP申告

12:【概況書(裏面)】1001 (dev/pts/8)

画面切替 2画面用

売 上 高 等 の 状 況	6月	51,823	47,553	5,635	286,140	8
	7月	55,721	57,908	6,074	308,152	10
	8月	43,650	39,189	3,934	108,200	10
	9月	42,981	38,682	3,931	108,200	10
	10月	49,112	45,208	3,934	108,200	10
	11月	53,613	48,763	3,933	108,200	10
	12月	56,175	40,319	7,392	239,145	11
	1月	61,515	51,005	4,432	129,660	12
	2月	61,869	41,098	4,432	129,660	12
	3月	46,752	40,843	4,432	129,660	12
	計	623,564	511,676	54,922	1,828,277	
	前期の実績	488,108	375,108	50,200	1,569,311	

18 当期の営業概要  
当期は販売員を増員し、特に売上増大を計り、その成果があらわれた。

1:前表 2:次表 3:会計読 4:抹消 5:終了 7:演算

#### 当期の営業成績の概要の機能変更

従来1行を左と右(各漢字22文字)とに分けて入力していましたが、今回1行(漢字40文字)で入力できるようになりました。 ※1行に44文字入力している場合、平成20年版プログラムでは4文字消えてしまいますのでデータのご確認をお願い致します。

## 更に今回リニューアルするシステムより

全システムで共通の、法人名(個人の場合は個人名)・納税地・電話番号・整理番号(法源番号・納税者番号)はGP申告情報登録より転記してきます。

法人事業概況説明書

会計データ読み取り期間 自 19年 4月 1日～至 20年 3月 31日  
 期間入力後、[会計読み](F3)を押すと会計データの読み込みを実行します。  
 合併 ←会計データを合併する場合にクリックして下さい。

裏面 F3:設定  
 表面プレ 表面プレ  
 表面印刷 表面印刷

法人名	屋号( )	事業年度	自平成 19年 4月 1日	整理番号	12345678
株式会社 東京商事		至平成 20年 3月 31日			
納税地	〒180-0023 東京都新宿区西新宿1-2-0	電話番号	(03) 0000-1111	氏名	東京 太郎
1 事業内容	〇〇卸売業	(1) 支店数	0	(3) 取引種類	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		(2) 支店・海外取		(4) 留置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2:次表 3:会計読 4:抹消 5:終了 7:演算 8:GP申告

法人名等の登録・訂正はGP申告情報登録で行うこととなりますので、いつでも登録を呼び出せるように「GP申告ボタン」(F8)を用意しました。社名等の表示がない場合は、GP申告情報登録をご確認ください。

今後リニューアルするプログラムより[97]年度更新を(F2)にて呼び出しできるように機能改善致しました。

事業概況書メニュー (dev/pts/0)

GP5000 平成20年度 法人事業概況説明書プログラム  
 ユーザID ... 1001  
 年 度 ... 平成20  
 ユーザ名 ... 株式会社 東京商事  
 入力用紙選択 (1ページ)

【科目設定初期登録】

11:【概況書(表面)】	91:【概況書(表面)】
12:【概況書(裏面)】	92:【概況書(裏面)】

用紙番号 ...

97:年度更新

平成20年分 法人税申告書プログラムにおいて、下記の内容で変更を行います。

## 1. 各表の改正内容 (白紙法人税申告書・ワープロ版法人税申告書 共通)

別表一(一)・一(二)の官製様式が変更になりました。  
 よって白紙印刷及び官製用紙の印刷を対応しております。  
 ただし欄外の注記につきましては、印刷の限界から一部印刷をしていない項目もあります。

別表一(一)

別表一(二)

表種	変更内容
別表一(一)	<p>同非区分 <b>特</b>同族会社 <b>同</b>族会社 <b>非</b>同族会社 → 同非区分 <b>特</b>同族会社 <b>同</b>族会社 <b>非</b>同族会社</p> <p>一般社団・財団法人の区分 <b>非</b>営利型法人 <b>普</b>通法人</p> <p>※一般社団・財団法人の区分については平成20年12月1日以降対応の為今回の更新では選択はできません。</p> <p>・3 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「22」) → (別表六(六)「18」)</p>

別表一(一)

- ・ 5 リース特別控除取戻税額  
(別表六(十)「30」) + 別表六(十三)「30」等  
↓  
(別表六(十二)「30」) + 別表六(十五)「30」等
- ・ 8 課税留保金額  
(別表三(一)「32」) → (別表三(一)「28」)
- ・ 9 同上に対する税額  
(別表三(一)「40」) → (別表三(一)「36」)

【その他の項目】

- ・ 欄外の注記等が変わりました。
- ・ 30~32  
中小法人の場合 → 中小法人等の場合
- ・ 還付先の金融機関の選択が増えました。

還付する金融機関等	銀行	支店	預金	郵便局
□限番号	貯金記号番号 (郵便貯金等)		-	
※ 税務署処理欄				

→

還付する金融機関等	銀行	本店・支店	出張所	郵便局名等
□限番号	金庫・組合 農協・漁協	出 張 所 本所・支所	預 金	
※ 税務署処理欄	ゆかり、銀行の 貯金記号番号		-	
※ 税務署処理欄				

※郵便局の場合必ず郵便局名等の欄に入力して下さい。  
特に電子申告を行う場合は注意して下さい。(1-2共通です。)

別表一(二)

- ・ 8 法人税額の特別控除額  
(別表六(六)「22」等) → (別表六(六)「18」等)
- ・ 10 リース特別控除取戻税額  
(別表六(十)「30」) + 別表六(十三)「30」 + 別表六(十七)「30」等  
↓  
(別表六(十二)「30」) + 別表六(十五)「30」 + 別表六(十九)「30」等

【その他の項目】

- ・ 欄外の注記等が変わりました。

別表三(一)

- ・ 5 住民税額の計算の基礎となる法人税額  
(別表一(一)「2」 + 「5」 + 「7」 + 「10の外書」 - 「11」 - 「43」  
- 別表六(一)「23の計」 - 別表六(七)「13」 - 別表六(八)「19」  
- 別表六(九)「28」 - 別表六(十二)「27」 - 別表六(十五)「20」  
- 別表六(十六)「28」 - 別表六(十九)「30」 - 別表六(二十二)「27」  
- 別表六(二十六)「9」)  
↓  
(別表一(一)「2」 + 「5」 + 「7」 + 「10の外書」 - 「11」 - 「43」  
- 別表六(一)「23の計」 - 別表六(七)「8」 - 別表六(十)「19」  
- 別表六(十一)「28」 - (別表六(十四)「14」 + 「17」) - 別表六(十七)「20」  
- 別表六(十八)「28」 - 別表六(二十一)「27」)
- ・ 7 当期留保金額  
((1) + (2) - (3)) - (4) - (6) → (1) + (2) - (3) - (4) - (6)

別表三(一)

- ・ 10 期首利益積立金額  
 (別表五(一)「31の①」又は((別表五(一)「31の①」) - (2))  
 ↓  
 (別表五(一)「31の①」) - (2)
  
- ・ 23 特定子会社の～ → 削除
  
- ・ 「24」 → 「23」へ項目番号変更
  
- ・ 「25」 → 「24」へ項目番号変更
  
- ・ 26 所得等の金額  
 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)-(25)  
 ↓  
 25 所得等の金額  
 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)
  
- ・ 27 所得基準額 (26) × (40%又は50%)  
 ↓  
 26 所得基準額 (25) × 40%
  
- ・ 「28」～「30」自己資本基準の額の計算欄 → 削除
  
- ・ 31 留保控除額  
 ((14), (15), (27) と (30) のうち多い金額)  
 ↓  
 27 留保控除額  
 ((14), (15) 又は (26) のいずれか多い金額)
  
- ・ 32 課税留保金額 (7)-(31) → 28 課税留保金額 (7)-(27)
  
- ・ 33 年3,000万円相当額以下の金額  
 ((32) 又は (3,000万円 × /12) のいずれか少ない金額)  
 ↓  
 29 年3,000万円相当額以下の金額  
 ((28) 又は (3,000万円 × /12) のいずれか少ない金額)
  
- ・ 34 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額  
 (((32) - (33)) 又は (1億円 × /12 - (33)) のいずれか少ない金額)  
 ↓  
 30 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額  
 (((28) - (29)) 又は (1億円 × /12 - (29)) のいずれか少ない金額)
  
- ・ 35 年1億円相当額を超える金額 → 31 年1億円相当額を超える金額  
 (32) - (33) - (34) (28) - (29) - (30)
  
- ・ 36 計 (32) → 32 計 (28)  
 (33) + (34) + (35) (29) + (30) + (31)
  
- ・ 37 (33)の10%相当額 → 33 (29)の10%相当額

別表三(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 38 (34)の15%相当額 → 34 (30)の15%相当額</li> <li>・ 39 (35)の20%相当額 → 35 (31)の20%相当額</li> <li>・ 40 計 (37) + (38) + (39) → 36 計 (33) + (34) + (35)</li> </ul>
別表四	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23 寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「21」又は「37」) → (別表十四(二)「24」又は「40」)</li> </ul>
別表十四(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 指定寄附金等の金額(38の計) → (41)の計</li> <li>・ 2 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金額 (39の計) ↓ 特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)</li> <li>・ 13 損金算入限度額 → 一般寄附金の損金算入限度額</li> <li>・ 1～13 損金算入限度額の計算 → 一般寄附金の損金算入限度額の計算</li> <li>・ 14 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の 損金算入額 ( (2) と (9) 又は (13) ) のうち少ない金額) ↓ 17 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ( (2) と (9) 若しくは (14) 又は (13) 若しくは (16) のうち少ない金額)</li> <li>・ 「15」 → 「18」へ項目番号変更</li> <li>・ 「16」 → 「19」へ項目番号変更</li> <li>・ 17 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(4) - (16) ↓ 19 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(4) - (19)</li> <li>・ 18 同上のうち損金の額に算入されない金額 (17) - ((9) 又は (13)) - (14) - (15) ↓ 21 同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9) 又は (13)) - (17) - (18)</li> <li>・ 19 国外関連者に対する寄附金額(16) ↓ 22 国外関連者に対する寄附金額(19)</li> <li>・ 「20」 → 「23」へ項目番号変更</li> <li>・ 21 計 (18) + (19) + (20) → 24 計 (21) + (22) + (23)</li> </ul>

別表十四(二)

- ・ 22 指定寄附金等の金額(38の計) → 25 指定寄附金等の金額(41)の計
- ・ 「23」 → 「26」へ項目番号変更
- ・ 「24」 → 「27」へ項目番号変更
- ・ 25 計 (22) + (23) + (24) → 28 計 (25) + (26) + (27)
- ・ 「26」 → 「29」へ項目番号変更
- ・ 27 寄附金支出前所得金額(25) + (26)  
↓
- 30 寄附金支出前所得金額(28) + (29)
- ・ 「28」 → 「31」へ項目番号変更
- ・ 29 (23)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額  
↓
- 33 長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額((26)と融資額年5.5%相当額のうち少ない金額)
- ・ 30 (29) - (27) × 20/100相当額 → 削除
- ・ 31 損金算入限度額(28) + (30)  
↓
- 34 損金算入限度額(31)、((31)と(32)のうち多い金額)  
又は((31)と(33)のうち多い金額)
- ・ 32 指定寄附金等の金額(22) → 35 指定寄附金等の金額(25)
- ・ 「33」 → 「36」へ項目番号変更
- ・ 34 (25)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(25) - (33)  
↓
- 37 (28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(28) - (36)
- ・ 35 同上的うち損金の額に算入されない金額  
(34) - (31) - (32)  
↓
- 38 同上的うち損金の額に算入されない金額  
(37) - (34) - (35)
- ・ 36 国外関連者に対する寄附金額(33)  
↓
- 39 国外関連者に対する寄附金額(36)
- ・ 37 計 (35) + (36) → 40 計 (38) + (39)
- 【指定寄附金等に関する明細】
- 4行 → 3行へ変更 「38」 → 「41」へ項目番号変更
- 【特定公益増進法人～】
- 4行 → 3行へ変更 「39」 → 「42」へ項目番号変更
- 【その他の寄付期のうち特定公益信託～】
- 4行 → 3行へ変更

## 2. 機能変更 及び 追加内容

表 種	変 更 内 容
別表十四(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「別表十四(一)付表「3④本書-内書」×12/(16) ↓ 「別表十四(一)付表「3④本書」×12/(16) へ機能変更を行いました。</li> </ul>
別表十四(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「14~16」 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算</li> <li>・32 公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)</li> </ul>

別表16-1、16-2と減価償却システムの連動のお問い合わせ多数頂いておりますが次期システムにて対応する予定でおります。-今秋頃を予定しております。今しばらくお待ちいただきますようお願い致します。

尚、ご要望を随時受け付け致しておりますので何かございましたら、FAX若しくはシステムサービス課までお問い合わせ頂きますようよろしくお願い致します。

### 平成20年版 届出書セット

08.6

平成20年版の届出書セットにおいて様式の変更がありました。

変更用紙と変更内容
<p><b>【 12. 異動届出書 88. 異動届出書(共通) 】</b></p> <p>「法人名」 → 「法人名等」</p>
<p><b>【 15. 申告期限の延長の特例の申請書 】</b></p> <p>「法人名」 → 「法人名等」</p>
<p><b>【 16. 青色申告の承認申請書 】</b></p> <p>「法人名」 → 「法人名等」</p>

平成20年版消費税申告書の変更内容は以下の通りです。

還付を受けようとする金融機関の枠が変更になりました。  
よって官製用紙印刷及び白紙印刷を変更致しました。

【旧】		【新】	
i	還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金 <input type="checkbox"/> 口座番号	預金 <input type="checkbox"/> 口座番号	
ii	(窓口受取りの場合) 郵便局	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-
iii	貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)	郵便局名等	

平成20年よりリニューアル版となりました。

新システムへは自動的にデータを移行します。  
変換作業は不要です。

申告区分・法人・個人・経過措置の有無を入力することにより自動的に使用するメニューを表示します。(一部選択)

画面切替 2画面用

ユーザコード: 9818 ユーザ名: 消費税20年書き方  
印刷項目設定をクリックすると印刷する項目を選択できます。 → 印刷項目設定  
※申告の区分を設定します。設定によって入力できる表や項目が変わります。

【消費税設定内容】			
申告区分	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 簡易	法人/個人	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
経過措置	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ※5%以外の税率がある場合に有を選択		
申告種類	<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 修正確定 <input type="radio"/> 修正中間		
基準期間の課税売上	359,253,655 円	前年の課税売上高	円

【個人用：用紙選択】  
使用する用紙にチェックを付けてください。

課税取引(事業-個人用)  
 課税取引(不動産-個人用)  
 課税売上高計算表  
 課税仕入高計算表

※基本情報はGP申告情報登録より必要な項目を表示しています。  
訂正するには、F8を押すとGP申告情報登録を表示しますのでそちらで訂正してください。

【基本情報】			
提出年月日	平成21年2月27日	税務署名	税務署
課税期間	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日		
中間申告期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
納税地	東京都千代田区一ツ橋3-1-1	整理番号	
電話番号	03-0000-0000	申告年月日	
(フリガナ)	加藤会株式会社	平成 年 月 日	
名称又は屋号	加藤会株式会社		
(フリガナ)	加藤会		
代表者氏名又は氏名	藤 太郎		
経理担当者氏名			

【還付金融機関】	
金融機関名	支店名
預金種別	口座番号
郵便局等	貯金記号番号
	-

【税理士情報】

税理士名	大藤太郎税理士事務所
電話番号	03-5555-8888
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第30条の2の書面提出有

2:次表 4:抹消 5:終了 7:演算 8:GP申告

11:【消費税申告書】9818 (dev/pts/1)

画面切替 2画面用

ユーザコード: 9818 ユーザ名: 消費税20年書き方  
※選択No.に番号を入力して頂くか、項目にマウスを合わせてクリックで各表を表示します。(スペースで呼び出しも可能です。)  
選択No.・・・ [ ]

10 会計データ読込み	31 仕入控除(法人)
11 申告書(一般用)	32 仕入控除(個人)
12 付表2	41 課税取引(事業)
13 付表1	42 課税取引(不動産)
14 付表2-2	43 課税売上高計算表
21 申告書(簡易用)	44 課税仕入高計算表
22 付表5	81 付表6
23 付表4	
24 付表5-2	

1:前表 4:抹消 5:終了 7:演算

【一般の申告については】

税抜課税売上高・課税売上に係る売上返還等金額を入力することにより、より申告書をスムーズに作成することができるようになりました。又、課税売上割合により全額控除個別対応方式・一括比例方式の優位判定も画面で参照しながら選択することが可能となりました。

sa012:【付表2】課税売上割合控除対象仕入税額等の計算表 9818 (dev/pts/2)

※仕訳が→を再度読み込む場合は、メニューに戻り「10.会計が→読み込み」を実行して下さい。  
 消費税が「a」に読み込んだ会計が→を再度表内に読み込む場合は→ 会計再読み込み 申告書(一般)

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 プレビュー 印刷

課税期間	20・1・1～20・12・31	氏名又は名称	農商會 株式会社
項	目	金額	(円)
申告書	税抜課税売上高 [a]	376,190,476	
申告書	課税売上に係る売上返還等金額 [b]	17,714,285	
関連額	[a] - [b] [c]	358,476,191	
	貸倒れに係る税額(申告書[6]) [d]	57,142	

課税売上額(税抜き) [1]	358,476,191
免税売上額 [2]	11,000,000
非課税資産の輸出等の金額 [3]	
海外支店等へ移送した資産の価額 [3]	
課税資産の譲渡等の対価の額([1]+[2]+[3]) [4]	369,476,191
課税資産の譲渡等の対価の額([4])の金額 [5]	369,476,191
非課税売上額 [6]	8,000,000
資産の譲渡等の対価の額 ([5]+[6]) [7]	377,476,191
課税売上割合 (4)/[7] [ ]	97.8 %
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) [8]	285,900,000
課税仕入れに係る消費税額([8]×4/105) [9]	11,272,380
課税貨物に係る消費税額 [10]	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 [11]	
課税仕入れ等の税額の合計額([9]+[10]±[11]) [12]	11,272,380
課税売上割合が95%以上の場合([12]の金額) [13]	11,272,380
<input checked="" type="radio"/> 全額控除 (95%以上) <input type="radio"/> 個別対応方式 (116)参考金額: (円) <input type="radio"/> 一括比例方式 (117)参考金額: (円)	
個別対応方式 (116)のうち、課税売上上げのみ要するもの [14]	
個別対応方式 (116)のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの [15]	
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(14)+(15)×(4/117)] [16]	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(12)×(4/117)] [17]	
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 [18]	
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 [19]	
控除対象仕入税額 [(13),(16)又は(17)の金額±(18)±(19)]がプラスの時 [20]	11,272,380
控除過大調整税額 [(13),(16)又は(17)の金額±(18)±(19)]がマイナスの時 [21]	
貸倒回収に係る消費税額 [22]	

注1: 金額の計算については、1円未満の端数を切り捨てます。

4:抹消 5:終了 7:演算

オレンジの項目は通常自動計算ですが手入力すると黄色に色が変わります。

各申告書の行き来きをスムーズにし、入力画面からプレビューや白紙印刷ができるようになります。

消費税の申告書 9818 (dev/pts/2)

付表2 付表1 付表2-2  
 一般プレ 付表2プレ 付表1プレ 付表2-2プレ  
 一般印刷 付表2印刷 付表1印刷 付表2-2印刷

課税期間: 自 20年 1月 1日 - 至 20年 12月 31日  
 中間期間: 自 年 月 日 - 至 年 月 日

計算	76,190,000	付	割賦基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	15,047,600	配	延払基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	11,272,380	事	工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	709,571	項	現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	57,142	参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
	12,038,093	考	控除税額の計算方法	<input type="radio"/> 95%以上 <input checked="" type="radio"/> 個別対応方式 <input type="radio"/> 一括比例配分方式
		事		
	3,009,500	項		
	1,400,000	(1)	課税標準額	4%分 376,190千円
	1,609,500	(2)	消費税率	3%分 千円
		内	消費税率	4%分 15,047,600円
		訳	消費税率	3%分 千円
		基	基礎期間の課税売上高	359,253,655円

(10) - (9)	[14]	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額 [13]	
	[14欄]円単位まで計算する場合チェック <input type="checkbox"/>	
課税売上 割合	差引納付税額 [14]	
	課税資産の譲渡等の対価の額 [15]	369,476,191
	合 資産の譲渡等の対価の額 [16]	377,476,191

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費	控除不足還付税額 (8)	
税額	差引税額 (9)	3,009,500
譲渡	課税標準額 (17) × 25%	
制	納税額 (20)	752,300
納	中間納付課税割額 (21)	350,000
割	納付課税割額 (22)	402,300
額	中間納付還付課税割額 (23)	
	(21) - (20)	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定課税割額 [24]	
	[25欄]円単位まで計算する場合チェック <input type="checkbox"/>	
	差引納付課税割額 [26]	
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額 [26]		2,011,500

(26) = ((11) + (22)) - ((8) + (12) + (19) + (23)) ・修正申告の場合(26) = (14) + (25)  
 (26)が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

4:抹消 5:終了 7:演算

【簡易課税の申告については】

事業区分別売上等に税抜税売上及び売上返還等金額を第1種～第5種に区分して入力することにより、より優位判定を自動的に行い申告書をスムーズに作成することができるようになりました。

sa002【事業区分別課税売上】 9819 (dev/pts/3)

※仕訳「」を再度読み込む場合は、メニューに戻り「10.会計」→「読み込み」を実行して下さい。  
消費税「」の「」に取引込んだ会計「」を再度表内に読み込む場合は→ 会計再読み込み  
事業区分別課税売上：会計データより税抜金額を読み込んでいます。(4%分)

区分	課税売上高 (a)	返還等対価 (b)	差引(税抜) (a)-(b)
第1種 卸売	4%		
第2種 小売	39,238,096	1,047,619	38,190,477
第3種 製造			
第4種 その他			
第5種 サービス	3,904,761	95,238	3,809,523
事業区分合計	43,142,857	1,142,857	42,000,000
免税売上高	1,000,000		

s\_022【付表5】控除対象仕入税額の計算表 9819 (dev/pts/2)

事業区分別売上等 ← 緑枠をクリックして課税売上高等を必ず入力してください。 申告書(簡易)

付表5 控除対象仕入税額の計算表

課税期間	氏名又は名称	国税商事株式会社
20・1・1～20・12・31	氏名又は名称	国税商事株式会社
項目	金額	
課税標準額に対する消費税額 (申告書[2]欄の金額)	[1]	1,725,680
貸倒回収に係る消費税額 (申告書[3]欄の金額)	[2]	
売上対面の返還等に係る消費税額 (申告書[4]欄の金額)	[3]	45,714
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 ((1)+(2)-(3))	[4]	1,679,966
1種類の事業の専業者の場合 (控除対象仕入税額) [4]×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	[5]	※申告書[4]欄へ

全項目上書([6]～[17])

区分	事業区分別の課税売上高(税抜き)	左の課税売上高に係る消費税額
2 事業区分別の合計額	42,000,000	1,679,999
第一種事業(卸売業)		
第二種事業(小売業)	38,190,477	1,527,619
第三種事業(製造業等)		
第四種事業(その他)		
第五種事業(サービス業等)	3,809,523	152,380

黄色の部分は事業区分別売上等を入力することにより2種類以上課税売上等があった場合は優位判定を自動的に行います。

sa021【申告書(簡易用)】消費税及び地方消費税の申告書 9819 (dev/pts/2)

※仕訳「」を再度読み込む場合は、メニューに戻り「10.会計」→「読み込み」を実行して下さい。  
消費税「」の「」に取引込んだ会計「」を再度表内に読み込む場合は→ 会計再読み込み

消費税申告書(簡易用)

名称：国税商事株式会社  
消費税の(確定)申告書

課税期間：自20年1月1日～20年12月31日  
中間期間：自 年 月 日～ 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額 (1)	43,142,000
消費税額 (2)	1,725,680
貸倒回収に係る消費税額 (3)	
控除対象仕入税額 (4)	1,943,972
返還等対価に係る税額 (5)	45,714
貸倒れに係る税額 (6)	21,333
控除税額小計 ((4)+(5)+(6)) (7)	1,411,019
控除不足運付税額 ((7)-(2)-(3)) (8)	
差引税額 ((2)+(3)-(7)) (9)	314,600
中間納付税額 (10)	
納付税額 ((9)-(10)) (11)	314,600
中間納付運付税額 ((10)-(9)) (12)	
この申告書既確定税額 (13)	
が修正申告 [14]円単位まで計算する場合チェック <input type="checkbox"/> である場合 差引納付税額 (14)	
この課税期間の課税売上高 (15)	43,000,000
基準期間の課税売上高 (16)	40,232,353

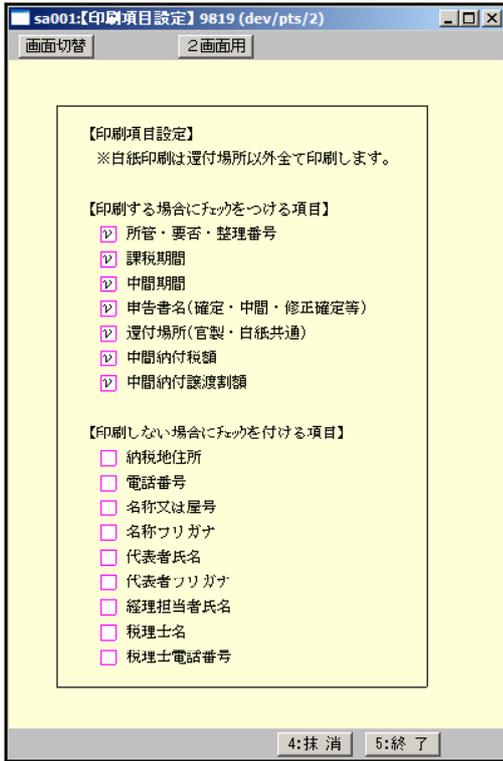
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 控除不足運付税額の課税標準となる消費税額 (17)	
差引税額 (18)	314,600
課税標準額 (19)	
課税額 (20)	78,600
中間納付課税額 (21)	
納付課税額 (22)	78,600
中間納付運付課税額 (23)	
この申告書既確定課税額 (24)	
が修正申告 [14]円単位まで計算する場合チェック <input type="checkbox"/> である場合 差引納付課税額 (25)	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は運付)税額 (26)	393,200

課税標準額に対する消費税額の計算表

適用する割合	算出額
[18]×70%+[19]×60%+[17]×60%/[12]	1,286,259
75%以上 [18]・[9]/[16]・[10]/[16]・[11]/[16]≥75% (90%・80%・70%・60%・50%)	1,343,972
75% [4]×[13]×90%+[12]-[13]×90%/[12]	[20]
70% [4]×[13]×80%+[12]-[13]×80%/[12]	[21]
70% [4]×[13]×90%+[12]-[13]×90%/[12]	[22]
75% [4]×[13]×90%+[12]-[13]×90%/[12]	[23]
75% [4]×[14]×90%+[12]-[14]×90%/[12]	[24]
75% [4]×[14]×80%+[12]-[14]×80%/[12]	[25]
75% [4]×[14]×90%+[12]-[14]×90%/[12]	[26]
75% [4]×[15]×70%+[12]-[15]×70%/[12]	[27]
75% [4]×[15]×70%+[12]-[15]×70%/[12]	[28]
75% [4]×[16]×60%+[12]-[16]×60%/[12]	[29]
このうち[18]～[29]の中から選択した金額	[30] 1,943,972

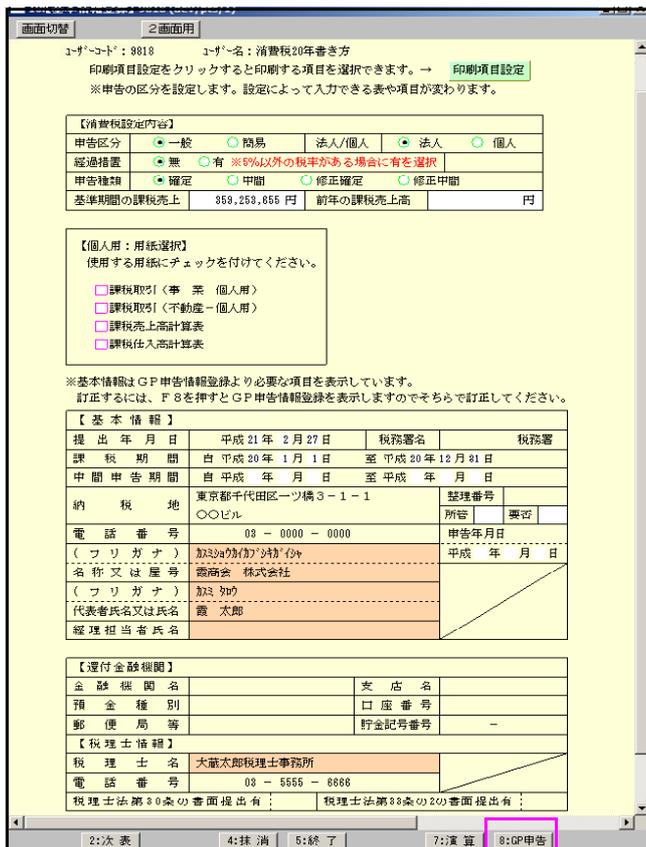
更に、兼ねてからご要望がありました、印刷時に各項目を印刷するかしないかの選択ができるようになりました。

官製用紙にあらかじめ税務署で印刷されてくる項目は、『印刷する場合にチェック』を付けていただき、入力してあるが印刷したくない項目は『印刷しない場合にチェック』を付けるといった区分に分けて、より印刷がスムーズにできるように機能改善しております。



## 更に今回リニューアルするシステムより

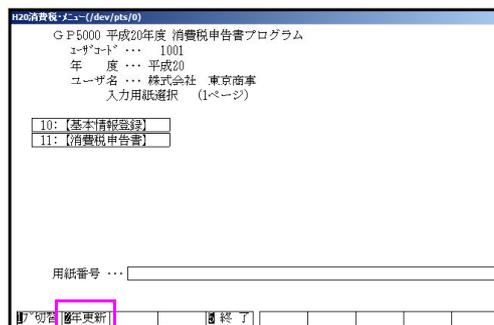
全システムで共通の、法人名(個人の場合は個人名)・納税地・電話番号・整理番号(法源番号)・納税者番号)・還付先の金融機関名・税理士名等はG P 申告情報登録より転記してきます。



法人名等の登録・訂正はG P 申告情報登録で行うこととなりますので、いつでも登録を呼び出せるように **G P 申告ボタン** (F8) を用意しました。社名等の表示がない場合は、G P 申告情報登録をご確認下さい。

※G P 申告情報を使用していないお客様でも画面を開くと自動的に・法人税・消費税等の申告書よりデータを表示するようになっております。

【年度更新】概況書同様に[97]年度更新を(F2)より呼び出しできるように機能改善しております。



プログラムの改正はありませんが、今後の仕訳や申告にご注意下さい。

## 減価償却

平成20年4月1日以後開始する事業年度より法定耐用年数が見直しとなりました。機械装置の耐用年数が種類ごとに390区分に分けられていましたが、55区分に簡素化されました。  
減価償却プログラムにおいては、名称を見て自動的に耐用年数を変更することはできません。

固定資産の種類を1つ1つ確認して頂き耐用年数を訂正していただく必要がありますのでご注意下さい。

耐用年数表等は書籍等でご確認下さいますようお願い致します。

なお、個人においては21年分以後の申告について適用となります。

## リース会計

平成20年よりリース会計基準が改正されました。法人税法上もファイナンスリース取引に該当する取引は、売買があったものとして所得税計算がされ、リース契約時に課税仕入控除として取り扱われることになりました。よって消費税申告書別表2表を書く際に以下の注意が必要となります。 ※実質上、仕訳から算出ができなくなります。

『法人税法に規定するリース取引でその契約に係る賃借料のうち利子又は保険料の額に相当する部分(当該契約において明示されているものに限る)を対価とする役務の提供』と規定されています。そのため、契約上で利息相当額が明示されていなければ、リース料総額が課税仕入として取り扱われることとなります。

例1) 売買処理での消費税の取り扱いについて

リース料総額 : 15,750千円(消費税750千円)  
リース資産計上額 : 12,000千円  
利息相当額は、契約において明示されていないものとします。

上記ケースでの契約時の会計処理は、以下のようになります。

リース資産 : 12,000千円 / リース債務12,750千円  
仮払消費税 : 750千円

課税仕入本体価額と、仕入控除の対象となる消費税の額(750千円)の対応関係がなくなることになります。

この場合の消費税申告書の記載方法について

付表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の額(税込み)」金額には、「12,750千円」と計上するのではなく、「15,750千円」を記載しますのでご注意下さい。

リース期間が1年未満、契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引(所有権移転外)は、リース会計基準上、賃貸借処理が認められます。  
税法上は、賃貸借処理での会計処理が行われたとしても、売買として扱われます。

例2) リース料総額 : 1,890,000円(消費税90,000円)  
1回あたりの支払 : 52,500円(消費税 2,500円)  
会計上、賃貸借処理をすることとします。

・リース取引開始時の会計処理

仮払消費税 90,000円 / 未払金 90,000円

・リース料支払い時の会計処理

賃借料 50,000円 / 現金 52,500円  
未払金 2,500円

仕入控除の対象となる消費税額(90,000円)に対応する、課税仕入の本体が存在しません。

この場合の消費税申告書の記載方法について

附表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の額(税込み)」金額には、「90,000円」とするのではなく、「1,890,000円」を記載しますのでご注意ください。

なお、賃借料50,000円は関連外(不課税)扱いとなります。

リース会計においては借り手、貸し手においての仕訳内容等については複雑になってきております。詳しい内容につきましては書籍等でご確認下さいますようお願い致します。

(税込金額)

## ■ 事業概況説明書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
52,500	63,000	73,500	84,000	94,500	94,500

## ■ 法人税申告書プログラム (白紙法人税・WP版法人税・地方税セット)

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
84,000	100,800	117,600	134,400	151,200	151,200

## ■ 届出書セット

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
84,000	100,800	117,600	134,400	151,200	151,200

## ■ 消費税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
31,500	37,800	44,100	50,400	56,700	56,700

※6台以上でご使用になる場合は、サービス課までお問い合わせ下さい。  
 ※改正保守のご契約をしているお客様は自動的にプログラムが届きますのでご注文は不要です。  
 ※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎回かかります。この機会に改正保守をご検討頂きますようお願い致します。必要な場合は別途お見積もり致します。詳しくは、納品時同封の『LX保守のご案内』をご一読下さいますようお願い致します。

例) 改正保守 1台分  
 法人税関連セット 月額7,875円 年額78,750円

(各ソフト1本当たりの改正保守)  
 法人税申告書 月額3,150円 年額31,500円  
 消費税申告書 月額2,100円 年額21,000円  
 事業概況説明書 月額3,150円 年額31,500円  
 勘定科目内訳書 月額1,050円 年額10,500円  
 届出書・登記用紙 月額1,050円 年額10,500円

複数台の場合は価格が変わります。

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入下さい。

## ■ 事業概況説明書プログラム—リニューアル版

即時発送を希望します。←必要に応じてチェックを入力して下さい。

本数	価格	端末機名
本	¥	;

## ■ 法人税申告書プログラム (白紙法人税・WP版法人税・地方税セット)

本数	価格	端末機名
本	¥	;

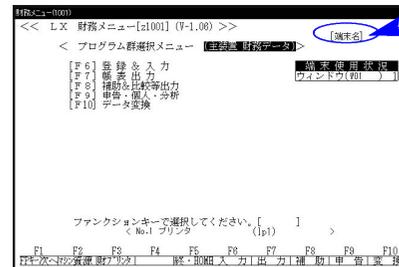
## ■ 届出書セットプログラム

本数	価格	端末機名
本	¥	;

## ■ 消費税申告書プログラム—リニューアル版

本数	価格	端末機名
本	¥	;

### <端末機名>



立ち上がり画面のここに端末機名を表示していますので、記入して下さい。

例) x01、w010等

お申し込み金額合計 円

御社名	
御住所	

ご注文FAX 042-553-9901

きりとりせん

きりとりせん